

校歌制定のスケジュール及び検討協議事項

スケジュール(案)			
時期 月	公 募	専門家依頼	業者依頼
6		・校章制定の方法の検討協議 (本日の協議)	
7	・広報原稿依頼締め切り(7月10日:作詞)	・作詞者依頼 ・作曲者依頼	・業者の選定
8	・広報・ホームページ等に公募記事(作詞)掲載 (8月10日号)	・本協議会への作詞・作曲者の決定報告	・本協議会への業者決定報告
9	・公募の応募締め切り(中旬) ・本協議会での審査・選定(下旬)	・作詞の完成 ・作曲の依頼 ・本協議会への作詞報告(通知:下旬)	・本協議会と業者協議
10	・広報原稿依頼締め切り(10月10日:作曲)		
11	・広報・ホームページ等に公募記事(作曲)掲載 (11月10日号)	・作曲の完成 ・本協議会への作曲報告(下旬)	・両校との協議 ・作詞・作曲の完成
12	・公募の応募締め切り(中旬) ・本協議会での審査・選定(下旬)	・教育委員会会議への報告	・教育委員会会議への報告
1	・教育委員会会議への報告	・広報・ホームページ等で校歌制定の周知 (1月10日)	・広報・ホームページ等で周知 (1月10日)
2	・広報・ホームページ等で校歌制定の周知 (2月10日号)		
3			
4	・狭山台小学校の開校		

検討協議内容
<p>1 決定の方法について</p> <p>公募</p> <p>専門家への依頼</p> <p>専門業者へ依頼(委託)する。</p> <p>その他 音楽担当教諭への依頼等</p>
<p>- ア 公募の方法</p> <p>広報さやまでの公募</p> <p>市公式ホームページでの公募</p> <p>及び の両方による公募</p> <p>その他</p>
<p>- イ 公募要領等の策定</p> <p>要領や応募用紙の様式等は事務局に一任する。(本協議会の報告:通知)</p> <p>要領や応募用紙の様式等は本協議会で協議し決定する。</p> <p>要領や応募用紙の様式等は、事務局と学校で協議し、決定する。 (本協議会の報告:通知)</p>
<p>2 公募の留意事項</p> <p>公募の場合、応募数が予測不可能なため、きわめて少ない応募しかない場合、再度の公募を行うこととなる。</p> <p>公募の場合、選定すべきレベルに達する作品が無い場合でも、その応募作品内で選定することになる。</p> <p>作詞及び作曲ともに、高い専門性が必要であり、一般公募に適しているかは疑問な面がある。また、その選定にも専門的な知識が必要となる。</p>